

第6章 資料編

第1節 用語解説

1. 廃棄物処理

汚泥

生活排水や工場排水の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみを指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含むもの。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。河川等公共用水域の水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。

環境基本法

1993年に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律。1992年の国連環境開発会議（地球サミット）で合意したリオ宣言を前提に3章46条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つを定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われている。

公共下水道

区域内の汚水や雨水を管渠で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するかまたは流域下水道に接続しているもの。原則として、市町村が建設・管理を行う。

産業廃棄物

廃棄物処理法及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類など19種類が指定されている。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会を言う。

ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で非意図的に生成する物質であり、一般毒性、発ガン性、生殖毒性など多岐にわたる毒性がある。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称であり、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには12種類の異性体が存在する。

リサイクル

再利用のこと。紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することを言う。広義には、リユース（再使用）を含める場合もある。

リユース

再使用のこと。循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースに含む。リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）及びリサイクル（Recycle）の頭文字をとった3Rを推進することが求められている。

2.大気

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄と酸素が化合してでき、亜硫酸ガス、亜硫酸など硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物といい、主に重油の燃焼により発生する。刺激性が強く濃度が1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、咳、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などの原因となる。

一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物の不完全燃焼によって発生する無色無臭の有害ガスで体内に入ると血液中のヘモグロビンと結合してヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害する。

一酸化窒素（NO）

自動車の排気ガスや工場から排出され、無色の気体で、空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素に変化する。

オキシダント

オゾン、アルデヒドなどの酸化性物質を総称してオキシダントという。粘膜刺激症状が著しく、また草や木の葉を枯らすなどの被害を与える。

光化学スモッグ

自動車の排ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線の影響を受け、光化学反応を起こしてオキシダント（酸化性物質）やアルデヒド類などができ、一定の

気象条件下において霧状になることにより人体や植物にいろいろな影響を与える。

自動車排出ガス

一般的には、一酸化炭素、炭酸ガス、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素などの汚染物質を含んでいる。燃料の種類によって多少発生ガスの成分は異なる。

炭化水素（HC）

炭素と水素からできている化合物の総称で、完全燃焼すると水と炭酸ガスになる。光化学スモッグ発生に関する物質といわれ、自動車の不完全燃焼により発生する。

窒素酸化物（NO_x）

物の燃焼に伴い発生し、その多くは一酸化窒素として排出され大気中で参加され二酸化窒素が生成される。その発生源は自動車等の移動発生源と、工場・事業場等の固定発生源であり光化学スモッグの原因物質でもある。

特定施設

特定物質を発生する施設。

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄や硫化物燃焼すると生成する刺激臭が強く水に溶けやすい気体である。また、亜硫酸塩と酸との反応や、金属と濃硫酸との反応のときにも発生する。水に溶けると亜硫酸になるので亜硫酸ガスともいわれている。人体に有害である。

二酸化窒素（NO₂）

赤褐色で刺激性特異の臭気のある気体で物の燃焼の際発生する。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻、のどの粘膜、呼吸器系統へ刺激を与える。また、肺に吸収された二酸化窒素がヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬機能を阻害する。

浮遊粒子状物質（SPM）

粉じん、ばいじんのうち粒径が 10 マイクロメートル以下の物質である、発生は自然的なものとして、風による土砂の舞上り、また、石油系、石炭等のエネルギー燃料の燃焼物の破壊等によるものが上げられる。

ppm

濃度を示す単位で百万分の一を示す。大気汚染では 1 m³の大気中 1c m³の汚染物質濃度を 1ppm で示す。

粉じん

物の破碎、選別その他機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、また、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質をいう。

ばいじん

大気汚染防止法中にはばいじんの定義はなく、ばい煙と粉じんについて定義されている。具体的には煙道、煙突、ダクトなどの中を流れる排ガス中に含まれる「すす」や「その他の浮遊物質をいう。

ベンゼン（C₆H₆）

常温で芳香性をもった比重0.879の揮発性液体で、血液又は血液循環系に作用して障害を起こす。許容限度は25ppm、水に対する溶解度は小さい。溶剤などに使う。

3.水質

上乘せ基準

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、国の定める排出（水）基準より厳しい基準をいう。

N-ヘキサン抽出物質量

主として排水中の比較的発揮しにくい炭化水素、グリース油状物質等の総称で「油分」といわれ、鉱油類や動植物油脂類の指標として用いられる。

汚濁負荷量

汚水中に含まれる汚濁物質の絶対量（重量）で、水中の物質の濃度に汚水量（流量）を乗じて求められる。

汚泥

工場排水などを処理したあとに残る水分を多量に含んだでい状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む有機物をいう。

科学的酸素要求量（COD）

酸化物を用いて水中の有機物を酸化する際に、消費される酸化剤の量から消費された酸素の量を算出したもので、数値が大きいほど水中の汚濁程度が高い。

カドミウム（Cd）

「イタイイタイ病」の原因として問題になっている金属で、人体に入ると骨に影響を及ぼしたり、多量のカドミウムが長期的にわたって体内に入ると、慢性中毒となり機能低下を伴う肺障害、胃腸、腎臓等に障害を起こす。

健康項目

人の健康に有害なものとして定められた物質のことで、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また、科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、たとえば PCB などがある。

シアン (CN)

青酸カリ等で知られている物質、体内に入ると呼吸困難となり、人が死ぬほど猛毒な物質である。

水銀

水銀化合物には無機物と有機物がある。Total Hg は金属水銀としてすべての水銀化合物を定量するのに対し、R Hg はアルキル水銀のみを定量する。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭搾、手足のマヒなど中枢神経障害が起こり、死に至る場合もある。

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性を示す指標で、7 を中性とし、7 より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境で悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、現在 pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値が大きいくほど水中の有機物が多く汚濁が著しい。

大腸菌群数

生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排せつ物などによる汚染の程度を知る尺度として用いれ、多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

特定施設

有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

これらの物質は、石油を分散して得られるエチレンを原料として合成される化学物質で、金属部品の脱脂洗浄やドライクリーニング等広い分野にわたって使用されている。人体の影響としては、発ガン性の疑いがあるとされている。

浮遊物質量 (SS)

粒径 2 mm 以下の不溶性物質の総称で、これが多いと河川の自浄化作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。

ポリ塩化ビフェニール (PCB)

無色液状の物質であり、不燃性で科学的に非常に安定で分解されにくい。毒性は劇物ではないが非常に安定なため体内で分解、排出されにくく、人体にとって危険度が高い。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶存している酸素量を表わすもので、高いことは水の清浄を意味し、低いことは汚濁を意味する。また、温度に反比例する。

リン

生物のタンパクの構成成分であり、動植物の体内では重要な位置をしめている。生物体にとっては、必須物質であるが、自然界に存在する量は微量である。このため、水中のリン酸濃度は、家庭排水、工場排水などの影響を受ける。全リンとは、有機体リンと無機体リンの含量である。

六価クロム

非常に丈夫な金属で、硬くて熱に強いいため合金やメッキに利用されている。クロムには二・三・四・五・六価の化合物があり、六価のものが特に毒性が強い。

4. 騒音・振動

騒音レベル

ある騒音計で測ったときの指示の読みであり、聴感補正のなされた音圧レベルで音の大きさのレベルを近似的に示す。単位は dB (デシベル)

等価騒音レベル

変動騒音の全エネルギーと均等のエネルギーをもち、騒音レベルが変動しない騒音に置き換えた場合の騒音レベルをいう。(騒音レベルのパワー平均)

90%レンジ

騒音の大きさの決定方法として、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合及び周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合の騒音レベルの表わし方の一つで、下端値は累積度数の 5% (L95)、上端値は累積度数の 95% (L5) に相当する値。

中央値

騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合の騒音レベルの表わし方の一つで、中央値はそのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分づつであることを示す。「騒音に係る環境基準」や「自動車騒音の要求限度」では測定結果の評価に中央値を採用している。

要請限度

自動車による騒音がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べることができる限度をいう。

暗騒音

ある音を対象として考える場合、その音がないときにもその場所に存在する騒音を対象の音に対して暗騒音という。

振動レベル

振動レベル計を用いて振動感覚補正を通して測った加速度レベルをいう。鉛直及び水平振動について求められ、単位は「dB (デシベル)」が用いられている。

特定施設

工場・事業場に設置されている各種施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律で届出が義務付けられている施設の総称。

特定建設作業

建設作業のうちでも特に騒音や振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法令で定められた作業の総称。

指定騒音作業

工場等で事業活動の一部として行う作業のうち、県公害防止条例により指定されるもので届出が義務付けられているもの。

第 2 節 杉戸町環境基本条例

杉戸町環境基本条例（平成 15 年 3 月 28 日条例第 9 号）

-目次-

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等(第 8 条 第 18 条)

第 3 章 環境審議会(第 19 条)

第 4 章 補則(第 20 条)

附則

私たちのまち杉戸は、日光街道の宿場町として古くから栄え、大落古利根川や中川など数多くの河川や水路が町内を流下し、豊かな水を利用した広々とした田園風景が広がり、雑木林や屋敷林など緑豊かな自然に抱かれています。その中で人々は、自然の恵みに感謝し、先人たちの知恵や足跡を大切に受け継ぎながら着実な発展を続けてきました。

しかし、近年私たちは、便利さや物質的な豊かさを求め、限りある資源やエネルギーを大量に消費してきました。私たちのこうした活動は、恵まれた自然を破壊し、自然が本来持っている再生能力や浄化能力を超える規模となり、その結果として、人類を含めたすべての生き物が生きていくためのよりどころである地球の環境を脅かすまでになっています。

これから私たちは、これまでの活動のあり方を見直し、町民、事業者、町が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいきます。そして環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保し、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるようにすることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造に関し、基本的な考え方を定め、町民、事業者、町の責務を明らかにしています。また、町が行う施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。これらにより、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保し、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全と創造を推進する上で支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- (2) 公害 環境の保全と創造を推進する上で支障となるもののうち、事業活動その他人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に係る被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 環境の保全と創造は、環境が積極的に保全を行わないと失われやすいものであるという認識に立ち、環境への負荷について学び、理解し、すべての者が自主的に取り組むことによって行われなければなりません。

- 2 環境の保全と創造は、町民が健やかで心豊かに生活できる好ましい環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいくことを念頭に行われなければなりません。
- 3 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、地球規模で起こっている環境問題を一人一人の問題としてとらえ、それぞれの日常生活や事業活動の中で、積極的に推進されなければなりません。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条の基本的な考え方(以下「基本的な考え方」といいます。)のもと、日常生活の中で廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷を少なくする対策に、自ら進んで取り組まなければなりません。

- 2 町民は、基本的な考え方のもと、町が行う施策や事業に積極的に参画し、協力しなければなりません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本的な考え方のもと、事業活動を行うときには、公害の発生を防ぐとともに、自然環境を適正に保全する対策に、自ら進んで取り組まなければなりません。

- 2 事業者は、基本的な考え方のもと、事業活動に伴う資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を少なくするとともに、町が行う施策や事業に協力しなければなりません。

(町の責務)

第 6 条 町は、基本的な考え方のもと、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければなりません。

(年次報告)

第 7 条 町長は、町の環境の現状や、環境の保全と創造に関する施策の進み具合について年次報告書を作成し、これを公表します。

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等

(環境への配慮の優先)

第 8 条 町は、すべての施策の策定や実施に当たって、環境への配慮を優先し、環境への負荷を減らすとともに、環境の保全と創造に努めます。

(環境基本計画)

第 9 条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、杉戸町環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を策定します。

2 町長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ町民や事業者の意見を聴くとともに、第 19 条の杉戸町環境審議会の意見を聴きます。

3 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

4 前 2 項の規定は、環境基本計画を見直し、変更する場合について準用します。

(環境基本計画との整合)

第 10 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施する場合には、環境基本計画との整合を図ります。

(規制の措置)

第 11 条 町は、環境の保全と創造を推進する上での支障を防止するため、必要な規制措置を図るよう努めます。

(環境の保全と創造に資する事業等の推進)

第 12 条 町は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備に取り組みます。

2 町は、多様な野生生物が生息し生育する空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全と創造に資する事業に取り組みます。

3 前項に定めるもののほか、町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備に取り組みます。

(環境教育と環境学習の推進)

第 13 条 町は、町民と事業者が環境の保全と創造に関する理解を深められるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の充実に取り組みます。

(住民活動等の支援)

第 14 条 町は、町民、事業者、民間団体が行う環境の保全と創造のための取組に必要な支援を行います。

(情報の収集等)

第 15 条 町は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を提供します。

2 町は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査を実施します。

(意見の反映)

第 16 条 町は、環境の保全と創造に関する施策について、町民、事業者、民間団体からの意見の反映に努めます。

(地球規模での環境問題への取組)

第 17 条 町は、国、県、他の地方公共団体と連携し、地球温暖化の防止やオゾン層の破壊など、地球規模で起こっている環境問題の解決に向けて取り組みます。

(国、県、他の地方公共団体との協力)

第 18 条 町は、環境の保全と創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定や実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体と協力して推進します。

第 3 章 環境審議会

(環境審議会)

第 19 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、杉戸町環境審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じ、町長に対して環境の保全と創造に関する施策の推進に関して助言や提言をすることができます。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織します。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 環境保全に関心の高い者

4 委員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 審議会に会長と副会長を置き、委員の互選によってこれを定めます。

第4章 補則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

(杉戸町環境審議会条例の廃止)

2 杉戸町環境審議会条例(平成14年杉戸町条例第13号)は廃止します。